

2010年4月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ツ ヲ ヲ イ
代 表 者 の 役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 田 路 正
(コード番号：2417 東証第二部)
問 い 合 っ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 福 島 徹
電 話 番 号 03-3519-7401

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を2010年5月18日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分発揮できるように、また、社外取締役及び監査役として優秀な人物を招聘できるよう社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお定款第26条、第34条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ② 定時株主総会の招集について、より法令に沿った期日とする条文へ変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議日	2010年4月6日(火)
株主総会開催日	2010年5月18日(火)

以 上

【別紙】

(下線部分が変更箇所であります)

現行定款	変 更 案
<p>第 1 条～第 10 条 (条文省略) (株主総会の招集)</p> <p>第 1 1 条 当会社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>②株主総会は、本店所在地または千葉県千葉市もしくはこれらに隣接する地においてこれを招集する。</p>	<p>第 1 条～第 10 条 (現行どおり) (株主総会の招集)</p> <p>第 1 1 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第 12 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 12 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第 2 6 条 当会社は、社外取締役との間で、<u>当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 26 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 27 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第 3 4 条 当会社は、社外監査役との間で、<u>当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

以上